

賛助会員規則細則

(目的)

第1条 本細則は、医療経済研究機構賛助会員規則（以下「会員規則」という。）第8条に基づき、その取扱い等実施に必要な細則を定めるものである。

(入会及び会員資格)

第2条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、併せて年会費を納付することにより、会員資格を得る。

(会員資格の有効期間)

第3条 会員の資格有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 新規に入会した場合の会員資格の有効期間は、前条に定める会員資格を得た月から最初に到来する3月31日までの間とする。

(年会費の額)

第4条 年会費の額は、会員規則第4条に定める額とし、年度途中で入会した初年度の年会費も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、10月以降に入会するものの初年度の年会費は2分の1とすることができる。

(年会費の納付等)

第5条 年会費は、原則、毎年度4月までに当該年度分を一括して納付するものとする。

2 年度途中で入会する場合の年会費は、入会時に一括して納付するものとする。

(会員資格の一時停止及び喪失)

第6条 前条に定める期限までに年会費の納付がない場合、原則、会員資格を一時的に停止することができる。年会費が納付された場合、改めて会員資格を継続させるものとする。

2 前項の会員資格が継続された場合の会員資格有効期間は、年会費の納付があった時から最初に到来する3月31日までの間とする。

3 年会費の未納期間が2年以上となった場合、会員資格を喪失する。

(既納年会費)

第7条 既納の年会費は、会員規則第6条の定めにより、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(附 則)

本細則は、平成25年4月1日から施行する。